

大分県報

平成三十一年
号外(一五)
三月二十日

(水曜日)

目次

条 例

- 大分県部等設置条例の一部改正……………一
- 大分県個人情報保護条例の一部改正……………一
- 職員との給与に関する条例等の一部改正……………二
- 大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………二
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正……………四
- 大分県建築基準法施行条例の一部改正……………五
- 大分県文化財保護条例等の一部改正……………五
- 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正……………六
- 大分県議会委員会条例の一部改正……………六

○条 例

大分県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第一号

大分県部等設置条例の一部を改正する条例

大分県部等設置条例(昭和二十七年大分県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「観光、」を削る。

第六条中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 観光に関する事項

第九条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第九条を削る改正規定は平成三十一年四月一日から、その他の規定は規則で定める日から施行する。

(大分県中小企業調停審議会条例の一部改正)

2 大分県中小企業調停審議会条例(昭和三十六年大分県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

(大分県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正)

3 大分県大規模小売店舗立地審議会条例(平成十二年大分県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

大分県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二号

大分県個人情報保護条例の一部を改正する条例

大分県個人情報保護条例(平成十三年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第四項に規定する要配慮個人情報をいう。

第十二条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
第十二条第三項中「から第七号まで」を、「第七号若しくは第八号」に改める。

第二十一条第三項中「前三条」を「第十八条から前条まで」に改める。
第二十四条の二第三項中「第二十四条第三項」を「前条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第三項及び第二十四条の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

職員 の 給与 に関する 条例 等の 一部 を 改正 する 条例 を ここ に 公布 する 。

平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三号

職員 の 給与 に関する 条例 等 の 一部 を 改正 する 条例

（職員 の 給与 に関する 条例 の 一部 改正）

第一条 職員 の 給与 に関する 条例 （昭和三十三年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第七の5の表の5級の項及び6級の項中「中型船舶（1種）」や「大型船舶（3種）」に改め、同表の備考3中「中型船舶（1種）」や「大型船舶（3種）」及び「20トント以上500トント未満」を「500トント以上1,600トント未満」及び「200トント以上1,600トント未満」を「1,600トント以上」に改め、同表の備考6中「中型船舶（1種）」や「大型船舶（3種）」に改める。

（学校職員の特務勤務手当支給条例の一部改正）

第二条 学校職員の特務勤務手当支給条例（昭和二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 削除

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十六条中「及び第六条」を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の介護保険法関係事務の項中「八、五〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同表の計量関係事務の項中

「三 体積計 _____」を _____

「三 温度計 _____」に改め、同表の土

「四 体積計 _____」に改め、同表の土

地取用関係事務の項の次に次のように加える。

土地 使用 権等 取得 又は 土地							
	一〇万円以下	一件	二七、〇〇〇円	法令の規定により国の行政機関とみなされて土地取用法第二百二十五条第一項ただし書の規定が準用される者について、上記の手数料を徴収しない。			
	一〇万円を超え一〇〇万円以下	一件	二七、〇〇〇円に損失補償の見積額の二七、〇〇〇円に超える部分が五万円に達するごとに二、七〇〇円を加えた金額				
	一〇〇万円を超え五〇〇万円以下	一件	七五、六〇〇円に損失補償の見積額の二〇〇万円を超える部分が一〇万円に達するごとに三、四〇〇円を加えた金額				

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係事務						
等使用権 存続期間 延長の裁 定申請手 数料				取用又は 使用の裁 定申請手 数料		
損失補償の 見積額				損失補償の 見積額		
五〇〇万円を 超え二、〇〇 〇万円以下	二、〇〇〇万 円を超え一億 円以下	一億円を超え る	一〇万円以下	一〇万円を超 え一〇〇万円 以下	一〇〇万円を 超え五〇〇万 円以下	五〇〇万円を 超え二、〇〇 〇万円以下
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
二六四、一〇〇円 に損失補償の見積 額の二、〇〇〇万 円を超える部分が 四〇〇万円に達す るごとに四、八〇 〇円を加えた金額	三六〇、一〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円 に損失補償の見積 額の一〇万円を超 える部分が五万円 に達するごとに二、 七〇〇円を加えた 金額	七五、六〇〇円に 損失補償の見積額 の一〇〇万円を超 える部分が一〇万 円に達するごとに 三、四〇〇円を加 えた金額	二一、六〇〇円 に損失補償の見積 額の五〇〇万円を 超える部分が一〇 〇万円に達するご とに三、五〇〇円 を加えた金額	二一、六〇〇円 に損失補償の見積 額の五〇〇万円を 超える部分が一〇 〇万円に達するご とに三、五〇〇円 を加えた金額

平成三十一年三月二十日

別表第三の建築基準法関係事務の項中

一億円を超え る	二、〇〇〇万 円を超え一億 円以下	一件	とに三、五〇〇円 を加えた金額
一件	一件	三六〇、一〇〇円	二六四、一〇〇円 に損失補償の見積 額の二、〇〇〇万 円を超える部分が 四〇〇万円に達す るごとに四、八〇 〇円を加えた金額

一八〇、〇〇〇円

を

一八〇、〇〇〇円
(利害関係を有す
る者からの意見の
聴取を要せず、か
つ、大分県建築審
査会の同意を要し
ない場合)にあつて
は二〇、〇〇〇円
、大分県建築審
査会の同意を要し
ない場合)にあつて
は一四〇、〇〇〇
円)

に、

一の既存不適格建築
物について二以上の
工事に分けて増築等
を含む工事を行う場
合における当該二以
上の工事の全体計画
変更認定申請手数料

一件

二七、〇〇〇円

を

大分県報号外(条例)

一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請手数料	一 件	二七、〇〇〇円
一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画認定申請手数料	一 件	二七、〇〇〇円
一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請手数料	一 件	二七、〇〇〇円
一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料	一 件	一二〇、〇〇〇円 （大分県建築審査会の同意を要する場合にあつては、一六〇、〇〇〇円）

に改める。

別表第四の介護保険法関係事務の項中「平成九年法律第二百二十三号」の下に「第六十九条の十一第一項に規定する登録試験問題作成機関及び同法」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第三に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係事務の項を加え

る改正規定 平成三十一年六月一日

二 別表第三の建築基準法関係事務の項の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

例

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含む。第四十条第三項、第五十八条第二項第六号イ、第六十二条第四項、第六十四条第四号、第九十七条第三項、第一百五十五条第四項及び第一百七十七条第四号において同じ。」の学部で「を「短期大学を除く。」において」に改める。

第四十条第三項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第四十二条第五号中「（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）の規定による中等学校を含む。第五十八条第二項第四号、第六十四条第八号及び第一百七十七条第七号において同じ。）を削る。

第六十二条第四項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第六十四条第四号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同条第五号中「の学部で」を「において」に改め、同条第九号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改める。

第七十三条第十五項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第九十七条第三項及び第一百五十五条第四項中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改める。

第一百七条第四号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定によ

る大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改める。
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年大分県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項の改正規定を削る。

第六十四条の改正規定中「第六十四条第四号中「者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第九号」を「第六十四条第九号」に改める。

第一百七七条の改正規定中「、同条第四号中「卒業した者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え」を削る。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第六号

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

大分県建築基準法施行条例（昭和四十六年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「仮設建築物」を「仮設建築物等」に改め、同条中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項又は第六項」に改め、「仮設建築物」の下に「及び法第八十七条の三第五項又は第六項の規定による許可を受けた建築物」を加える。

附則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第二十八条の改正規定（「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項又は第六項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

大分県文化財保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第七号

大分県文化財保護条例等の一部を改正する条例

（大分県文化財保護条例の一部改正）

第一条 大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「特別の事情」を「当該県指定有形文化財の適切な管理のため必要」に改め、「ときは、」の下に「法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を」を加え、「責に」を「責めに」に、「を選任する」を「に選任する」に改める。

第十八条第一項、第三項及び第四項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第二十七条第一項、第二十九条、第三十四条第一項及び第三十四条の三中「を適当と認める」を「が適当と認められる」に改める。

第三十九条第一項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第四十条の五第一項及び第四十条の六中「を適当と認める」を「が適当と認められる」に改める。

第四十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「き棄し」を「毀棄し」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「禁錮」を「禁錮」を「禁錮」に、「三万円」を「十五万円」に改める。

第四十二条第一項中「き損し」を「毀損し」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「禁錮」を「禁錮」に、「三万円」を「十五万円」に改める。

第四十二条の二中「現状の変更」を「現状変更」に、「三万円」を「十五万円」に改める。

（大分県文化財保護審議会条例の一部改正）

第二条 大分県文化財保護審議会条例（昭和五十年大分県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十条」を「第九十条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

平成三十一年三月二十日

大分県報号外（条例）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第八号

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）の項中「大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）を「大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十三条中「総合体育館」を「フェンシング場」に改める。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

大分県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第九号

大分県議会委員会条例の一部を改正する条例

大分県議会委員会条例（昭和四十年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「国民文化祭・障害者芸術文化祭局の所管に属する事項」を削り、同条第三号中「商工労働企業委員会」を「商工観光労働企業委員会」に、「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第二条第一号の改正規定は平成三十一年四月一日から、その他の規定は大分県部等設置条例の一部を改正する条例（平成三十一年大分県条例第一号）第三条及び第六条の改正規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例中第二条第三号の改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の大分県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による商工労働企業委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による改正後の大分県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による商工観光労働企業委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

3 この条例中第二条第三号の改正規定の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会に付議されている事件で審査又は調査中のものは、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。